

2020年度（令和2年）愛知県に対する陳情書項目別回答書

陳情事項	回答
1. 重度心身障害（児）者医療費助成制度に対する県単事業の継続をお願いします。	
<p>透析患者数は、全国33万9,841人（2018年末）愛知県18,251人（2016年末）、透析患者平均年齢は、68.4歳（2017年末）と年々高齢化しており、認知症・サルコペニア（筋肉の衰え）による車椅子生活が全体10%～15%、年金生活者が60%を占める状態です。そこで①～④の内容の実現をお願いします。</p>	
①自立支援医療（更生医療）の継続をお願いします。	<p>自立支援医療（更生医療）については、国の制度である障害者総合支援法に基づく制度で、実施主体は市町村となっております。当該制度の変更について、通知はありません。</p>
②愛知県の重度心身障害（児）者医療費助成の継続をお願いします。	
③重度心身障害（児）者医療費制度に所得制限を導入しないでください。 ※所得算定基準を世帯所得ではなく、本人所得をお願いします。	<p>障害のある方の医療保険における自己負担相当額を公費で支給する障害者医療費支給制度については、当面は、現行の制度を継続してまいりたいと考えております。</p>
④重度心身障害（児）者医療費制度に年齢制限を設けしないでください。	
2. 高齢が原因で自家用車、公共交通機関で通院できない患者の通院支援をお願いします。	
<p>高齢化と長期透析による合併症で、歩行困難や車椅子の患者が多くなりつつあります。病院の送迎バスも経営的に限界にきており、透析スタッフの減少、サービスの低下につながり安心・安全な透析医療に影響を与えかねません。愛知県として、他の地域で行われている福祉タクシー券での相乗り制度を「通院支援制度」について施策をお願いします。</p>	<p>タクシーなどの交通料金の助成については、利用者のニーズと地域の交通体系を踏まえながら、県内の各市町村において実施しているところですので、市町村に御確認いただきますようお願いいたします。</p>

3. 医療療養型病床の存続をお願いします。

①高齢化と共に合併症を伴っている患者が多く、医療療養型病床を存続していただくようお願いいたします。

バランスのとれた病床の機能の分化と連携の推進に向け、2025年を目標に「愛知県地域医療構想」を策定しております。
2025年に向け、急性期、回復期、慢性期ごとに必要な病床を確保するため、地域医療構想推進委員会において議論を継続してまいります。

②介助スタッフ不足で高齢者患者のサポートができない施設が多く、安心・安全な医療の環境をお願いします。

病院に対しては、所管する保健所が医療法に基づく立入検査等を毎年実施しております。医療法及び関連法令により規定された人員及び構造設備を有し、かつ、適正な管理を行っているか否かについて検査し、必要があれば指導することにより、病院を良質かつ適切な医療提供体制がされるよう努めてまいります。

4. 重症化予防のため腎リハビリテーション(運動療法)の診療報酬加算を実現してください。

運動療法をすることで、透析患者の生命予後及び入院の減少、歩行困難のリスクを減らします。

診療報酬については、厚生労働大臣が中央社会保険医療協議会での議論を踏まえ決定するものです。御理解いただきますようお願いいたします。

5. 障害者雇用対策の充実をお願いします。

愛知県の障害者雇用率が2.02(令和元年6月)基準法定雇用率2.2を大きく下回り下位に甘んじています。平成30年は45位でした。透析患者は働きたくても仕事が少ない。

本県では、令和元年5月に愛知労働局と一体となって開設した「あいち障害者雇用総合サポートデスク」において、障害者雇用に取り組む企業を対象に、障害者の受入れから職場定着までの一連の支援を実施しております。
令和2年12月末現在で、透析患者の方の雇用に関する相談実績は有していませんが、今後、透析患者の雇用を検討する企業からの相談があった場合、ハローワークを始めとする地域の障害者就労支援機関と情報を共有し、雇用の創出に繋がりたいと考えております。

6. 広域で大災害が発生しても、透析患者の安全確保と透析ができる環境の支援をお願いします。

①透析施設への給水支援、電力の確保をお願いします。

災害時において透析患者は特別な配慮が必要であるという認識をしております。そのため、透析が継続できるよう災害拠点病院や救命救急センターなどまずは地域で核となる病院に対して、国の補助制度を活用し給水施設や自家発電装置等の整備を進めていきます。

②施設までの移送支援をお願いします。

災害時には県庁に設置する保健医療調整本部に愛知県透析医会から情報連絡員（リエゾン）を派遣してもらい、透析患者の受入医療機関を調整します。自家用車等が利用できる方は自力での移動をお願いし、支援が必要な方の移手段は災害対策本部で調整することとしております。

③通院施設でできない場合、市町村を越えて他の施設への移送支援をお願いします。

④避難生活が長期にわたった場合、自家用車での通院支援として、ガソリン券の支給をお願いします。

透析患者を含め、通院が必要な患者が多数おられる中、県として新たな支援制度を創設することは現状では困難です。透析医療機関においては送迎を行っていたり、市町村によっては独自に支援を行っている場合もありますのでご確認ください。

7. 透析患者の特別養護老人施設の入所及び特別養護老人施設内に透析ができる環境をお願いします。

高齢化と合併症で、通院困難者が年々増加、透析難民にならないためをお願いします。

基本的に特別養護老人ホームは、医療提供を目的とした施設ではないため、常勤の医師が配置されておらず、また、設備面においても透析に対応することは難しい状況となっております。透析患者の入所については、医療機関への通院等に対応できる職員体制や医療機関の有無など各施設の状況に応じて各施設において判断していただいているところであり、ご理解いただきますようお願いいたします。